HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア共和国における「全員就園・無償・国営」の保育制度構想（1917～1928年）
Author(s)	村知, 稔三
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 223-234
Issue Date	2000-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29617
Type	bulletin (article)
File Information	80_P223-234.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ロシア共和国における「全員就園・無償・国営」の保育制度構想（1917～1928年）

村 知 稔 三

ABSTRACT *Toshimi MURACHI, A proposition of "tree, state-run pre-primary education for all" in the Republic of Russia (l9l7-1928).*
In Russia, the October revolution is the period in which the nursery system was established. In 1919, the pre-primary education department of the People's Commissariat of Republic of Russia proposed a revolutionary educational plan which stated that "all children will receive nursery education for free in State-run establishments." By mid l920's however, this proposition was replaced by one that states the following: "nursery education will be available mostly at State and privately-run establishments for a certain amount of children; besides, tuition fee will be charged." This paper analyses the process that led to such changes.

【はじめに】

本稿は，1917年のロシア革命からネップ(新経済政策)期にかけての，ロシア共和国ヨーロッパ部を対象に，3～7歳の幼児の家庭での養育の一部が社会的･公的な保育に転化する過程を，「すべての幼児を国営施設で無料で保育する」制度構想に焦点をあて，概観する。

近・現代保育史研究において，主要国のうちでロシアに関する研究はほぼ欠落状況にある。関連文献がないのではない。日本においても一定量の文献が確認される。問題はその大半がつぎのようなソビエト側の研究の紹介にとどまっていたことである。まして表題の保育制度構想をテーマにした研究は皆無に近い。そのソビエトの文献では，1920年代末以降の大半が，単線的・全体的な実現史観・建設史観による，理念の順調な実現過程を追う書き方になっていた。そのため，実践現場からの声にもとづき理念や政策が修正されざるをえない歴史過程をほとんど反映していなかった。ペレストロイカ期の歴史・教育史の見直しは保育史研究の再検討にまで達しなかった。その結果，保育制度構想の実像と保育の実態を旧来の史観から解放する課題がソビエト崩壊後に残された。しかし，近年のロシアにおける著作や英語圏の発表は史観の転換に追われ，保育制度構想の変遷を実証する段階にまで至っていない。

本稿が冒頭の時期を選んだのは，第1に，それが変化の顕著な時期であり，時代の転換点だからである。こうした時期にこそ保育問題を含む社会問題は，政治・経済・文化などの諸問題と同じように，より鮮明な形をとって現れやすい。第2に，それが模索の時期だからである。そこには未発の契機，実現されなかった選択肢が秘められている。

後述する保育制度構想の内容にもとづいて，本稿はこの時期を，1917～1921年の第1期，1921～1924年の第2期，1924～1928年の第3期に細分する。

保育制度構想のうち無償制と全員（всеобщий）就園（全幼児の入園）の原則つまり義務制は，中立性とともに近代公教育の原理として，また国営制はフランスなどの保育に特有な原理とし

て（後述），本稿の対象期のロシアが引き継いだ保育制度上の焦点である。それにも関わらず，前述のように，その実像はほとんど分かっていない。さらに保育制度構想の検討は，たとえば今日の日本の保育を考えるさい，重要な示唆を提供することが期待される。

本稿の主な舞台は，この時期に数年毎に開かれ，保育の諸問題を多面的に論議し，政策策定の一契機となった第1回から第4回の全ロシア就学前教育大会（1919，1921，1924，1928年）と第3回全ロシア就学前教育協議会（1926年。第1回と第2回同協議会については不明）である。なお，紙幅と能力の関係で，宗教と民族の問題に本稿はふれない。

【1】帝政末期の保育問題をめぐる諸関係

本節は，問題の前提となる理解を得るため，保育問題の基盤の形成と二元的な保育施設の誕生，保育制度構想の萌芽という点を中心に，ロシア帝政末期の保育史を俯瞰する。

1860年代から1870年代前半にかけての大改革のあと，ヨーロッパ部ロシアの中央部をはじめとして出稼ぎ者が急増した。それは世紀転換期に年600万人ほどにおよんだ。その半数以上が農村から都市への工業出稼ぎだった。彼らはモスクワ，（サンクト）ペテルブルク両市に集中し，軽工業などに労働力を供給した。出稼ぎ者の中心は10歳代後半から30歳代までの男性で，未婚者と寡婦を主とする女性もいた。

出稼ぎ者は土地配分の関係で農村との関係を長く強く継続しがちだった。また都市で家族生活を送るのは経済的に難しかった。しかしその後，そうした制約を越え都市に定住する者がしだいに増えた。その結果，第1に，モスクワ市の人口が1864年の36.4万人から1917年の200万人に，ペテルブルク市のそれが1863年の53.9万人から1917年の242万人に増大した。第2に，19世紀末以降の男性労働者の増大にやや遅れ，20世紀初頭（1901～1914年）に女性労働者が44.1万人から72.4万人に増えた。そのため全労働者に占める女性労働者の比率は26.0%から32.1%に上昇した。

人口動態を左右する出生率と乳児死亡率も大改革期から帝政末期にかけて大きく変動した。出生率はヨーロッパ部平均が19世紀後半の50‰から20世紀初頭の45‰前後に低下し，大戦直前まで同水準だった。同じ期間に，都市生活の困難さからペテルブルク県では平均より低い30‰後半から20‰前後に低下し，モスクワ県ではペテルブルクより10ポイントほど高いレベルで推移した。

乳児死亡率は，ヨーロッパ部平均が19世紀後半の270‰強から20世紀初頭の240‰前後に改善された。ただし，この比率は飢饉などの影響を受けやすく，全国平均が270‰台に再上昇する年が20世紀初頭にいくどかみられた。大改革直後のモスクワ県で400‰を越えていたこの比率が，そののち改善され，1910年代はじめに平均を40ポイントほど上回るレベルに近づいた。

全体としてロシアは多産多死型から少産少死型へ移行する途上にあった。しかし，出生率と乳児死亡率はともに主要国のなかで異例に高かった。その背景には，家族のあり方の特徴と，農民の子ども観などがある。前者の家族のあり方のうち，早婚と高い婚姻率が妊娠可能期間を長くし，出生率を上げた。後者の子ども観に関わっていえば，子どもの養育責任という考えが弱く，親の扶養責任という見方が強かった。また，子どもの存在は結婚の道徳的正当性の証しだったが，多子は必ずしも歓迎されなかった。しかし，効果的な避妊法がなく，（人工妊娠）中絶が都市ほど広まっていなかったことが，出生率を押し上げた。

乳児死亡率の高さの主因は，イ）短く，それゆえ過度に集中した農繁期，それと重なる出稼ぎ期間――両者の終了後に結婚と性生活が集約される，ロ）その結果，子どもの生まれ月が翌年の農繁期に偏ることであった。また副次的な原因としては，前述の農民の子ども観，不十分な衛生・栄養条件と不適切な養育の仕方，数年おきにやってくる飢饉と疫病，それらの結果うまれる親の子どもへの関心の低さなどがあった。

農奴解放後から1920年代にかけて，農民数の増加を上回る速さで世帯数が急増した結果，農戸の平均的な構成員数は1917年に6.1人にまで減少した。第2節であつかう1920年の世帯構成員数は，農村部で5.6人，都市部で4.4人とさらに減る。「大家族」から「小家族」への移行が進み，核家族を含む単純世帯が主要な形態になりつつあった。

都市に定住した労働者は家族との同居を望むようになり，20世紀初頭にその流れは強まった。低い賃金と高い生活費の差を埋めるため共働きが進んだ。しかし，一日10数時間の労働，適切な住宅・交通手段の不足などのため夫婦の同居は難しく，別居が珍しくなかった。妻の勤める工場のうち妊娠・出産・養育に配慮するところはまれだった。たとえば，出産休暇は1912年の保険法で初めて規定された。しかし，産休を取ると賃金カットや解雇に結びつき易く，その取得率は低かった。また，1882～1883年にヴラジーミル県の71の工場を調査した工場監督官によれば，5歳児のための保育施設をもっていたのはわずかに1か所だった。他の養育手段として，子守を雇う，田舎へ乳幼児を送る，母親が工場労働を一時的にやめ乳児とともに帰村する，工場近辺の営利目的の保育施設に乳幼児をあずけるなどがあった。しかし，そのどれもが適切な養育環境を提供することはまれだった。厳しい出産・養育条件が乳児死亡率を高め，無保護児と捨て子を増やす結果につながった。欧米諸国にくらべ少ない婚外子が都市に集中したのも直接には同じ原因からであり，間接的には都市生活の困難さ一般があった。

広義の保育施設である養育院は，婚外子や捨て子を対象に，モスクワ市に1763年，ペテルブルク市に1771年に開設されたあと，各地に広まった。帝政末期まで存続した両養育院の入所児は，19世紀後半から年2万人ほどにのぼった。その多くが新生児を含む乳児だったため，7～8割の入所児が養育院で死亡し，生き残った子どもは農家へ里子に出された。しかし，そこでも適切な養育が不足したので，里子の7割ほどが1歳になる前に死んだ。

狭義の保育施設には，貧困層と労働者の家庭向けの無償の保育施設と，有産階級のための有償の保育施設という2つの系列が生まれた。前者の最初のケースは1845年にペテルブルクに設けられ，その後，工場内の保育施設や，各種の慈善団体・社会団体・地方自治機関などによる保育施設として拡大していった。その数は1917年に全国で20～30園とわずかで，多くはモスクワ，ペテルブルク両市に存在した。モスクワ市で最も有名な保育施設は，C.T.シャーツキーやA.У.ゼレーンコらがセツルメント協会を創設した1906年に付設した民衆幼稚園（детский сад）であり，その前身として前年に市郊外に設けられた夏期コロニーだった。このように無償の保育施設の多くは長時間の保育を行ない，農繁期を中心に農村に開設されることもあった。

有償幼稚園の開設は1859年のヘルシンキ市が最初のケースで，1863年のペテルブルク市がそれに続いた。そこには西方から伝播したフレーベルの保育思想の影響がみられた。その後，これもまたモスクワ，ペテルブルク両市を中心に普及し，1917年には全国で約250園を数えた。とくに中央工業地帯の諸県などから成るモスクワ学区では，20世紀初頭の約15年間に180園ほどが新設された。そこでは4～7歳児を対象に，神の法，ロシア語，算数，外国語，描画，歌唱などが半日の時間割にそって教えられた。幼稚園開設と保育者養成の主な担い手として，

ペテルブルク，オデッサ，ハリコフなどの主要都市に創設されたフレーベル協会があった。

国民教育省は1900年から保育事業へ少額の支出を始めただけで，保育政策をもたなかった。他方，帝政末期から1917年の二月革命期にかけて若干の団体・政党は保育制度構想のうち無償制と全員就園を論じた。たとえば，1914年にモスクワ学童保護協会連合に付設された就学前教育委員会のテーゼは無償制を明記し，二月革命期の国家国民教育委員会の保育テーゼ検討委員会は無償制と全員就園につながる「国民教育制度の一環としての保育」という位置づけを明確にした。社会民主労働党（以下，後継組織を含め「党」と略す）は無償制と「国民教育制度の一環としての保育」に，立憲民主党と十月党は後者に論及した。同時に，これらの団体・政党の多くが，保育に対する国家的な関与とともに，私立の保育施設の開設の自由を考慮し，国営制以外の形態を模索していた。

帝政ロシアの保育界は，フレーベル主義の受容と保育施設の誕生の時期などの点で主要国とほぼ足並みをそろえていたものの，保育施設の普及や保育関係団体の設立という面で主要国にくらべ活発だったとはいえない。先端部分での外国保育思想のいち早い受けいれと，それを国内に根づかせる基盤・土壌の弱さというアンバランス，あるいは両者の媒介項，たとえば専門職としての保育者の少なさと未熟さを指摘できる。インテリゲンチャである保育関係の専門家や，社会活動の一環として保育活動に従事する人材はいたものの，それを支える政策的な後押しは弱かった。これらの矛盾は革命後に持ちこされた。

【2】保育制度構想の提起と追求

本節は，ロシア共和国で保育を管轄する教育人民委員部就学前（教育）部が保育制度構想を提起・追求した第1期（1917～1921年）を，近代公教育原理と戦時共産主義の影響の錯綜に注目して分析する。

1919年4月25日～5月4日の第1回全ロシア就学前教育大会で初代就学前部長Д.А.ラズールキナが次のように提案した。

1）家庭養育を，社会主義建設の担い手を育成する社会教育の第1段階である保育に全面的におきかえる。2）そのため保育を国民に身近で廉価なものとする。幼児を受けいれるのは収容施設であるコロニーと児童ホーム（детский дом）である。財政的に困難な場合は，8～10時間以上の保育が可能な託児所（детский очаг）がそれらに代わる。これらはみな国営の施設とする。3）保育者は保育活動だけでなく，組織者として社会的活動も行なう。

他方，帝政末期から保育の実践と研究に携わってきたЛ.К.シュレーゲルやЕ.И.チヘーエヴァらの専門家は，つぎの反論を試みた。

1）育児における養育の重要性と母親の役割・権利がなくなることはない。2）望ましい保育施設のタイプは実践の蓄積がある4～6時間制の幼稚園である。3）政治と保育を切り離し，保育者に保育の自由を保障し，保育活動を優先できるようにする。

両者の見解の相違の背景として，第1に，統一労働学校を核とする新しい学校制度構想があった。1918年の「ロシア共和国統一労働学校規程（положение）」は8～12歳児対象の第Ⅰ段学校に，就学準備のため6～7歳児の幼稚園を付設するよう規定した。同規程には，学校を生産と生活のコミューンに変えてしまおうとするモスクワ派の学校コミューン論が反映していた。ペトログラード派はその急進性を批判し，学校での労働の教育的意義を強調した。コミューン論を強く主張した就学前部は，就学前の2年間，全幼児を国営の保育施設で無償で受けいれるこ

とを構想した。

第2に，この構想にはコミューン論を家族の領域にまで広げた家族消滅論の影響がみられる。国家や貨幣の消滅論の類推である家族消滅論は，内戦下で生じた都市の窮乏生活と，1918年のロシア共和国家族法の結果である「家族解体」現象を糊塗した。たしかに同法は，宗教婚（教会婚）から民事婚への移行，単意離婚制と夫婦別産制の認証，婚外子差別の禁止，新後見制度の創出など，時代をリードする内容をもっていた。しかし同時に，離婚・中絶・浮浪児の増大などの結果を招いた。養育の場である家庭を失った幼児を受けいれる施設が必要とされた。乳幼児死亡率の再上昇は保育施設の意義を高めた。

第3に，大戦と内戦による労働力不足から女性・未成年労働者の需要が増し，第1期に都市とくに大都市の人口が流出したため労働の義務制が進行した。親の労働のあいだ乳幼児は放置されるか，農村にあずけられた。内戦の激化にともない，新政権の実効支配地域が狭まり，都市と農村の行き来が難しくなった。くわえて都市の食糧事情が厳しくなり，食糧の有効的配分のため公共食堂や給食が注目された。これらが保育施設のニーズを高めた。

実際に保育施設は急増した。常設の保育施設（幼稚園と託児所）数は1921年に4254園，園児数は22万人強になり，1917年比でそれぞれ15倍と44倍に達した。しかし，園児数を幼児総数で割った就園率は4％台で，全員就園にはほど遠かった。他方，国家予算のなかで教育予算はおよそ7～9％を占め，そのなかで保育を含む社会教育の予算は1920年に6割を越えた。保育施設などの費用をすべて国家予算で負担する無償制に向って第一歩が踏み出された。

保育行政組織，とくに地方のそれの整備も進んだ。就学前（教育）課は全県と一部の郡におかれ，課長と，保育者を指導するインストラクター，事務員など数名で構成された。しかし，県・郡の面積の大きさを考えると，その影響力は県都・郡都などに限られた。

こうした事態を反映した論議の結果，第1回全ロシア就学前教育大会はつぎの合意に達した。

1）保育は養育の一部を代替あるいは補助する。2）無償の保育施設での全員就園の実現は国家建設にとり重要な課題だが，短期間に実現可能ではなく，努力目標というべきである。保育施設の基本タイプは幼稚園であり，子どもの発達に留意するならば託児所も認める。3）政治と保育は分離する。

国営制については，上記の学校規程が私立学校を認め，私的イニシアチブによる保育施設への支援を認める文言が第1回全ロシア就学前教育大会のある決議に入ったことからわかるように，教育・保育行政内部でさえ見解が分かれた。

保育者養成の方式として，労農層からの養成が容易であり，短期間の養成課程の具体案を含んでいるなどの理由から，カリキュラムを「理論から実践へ」という方向で組み立てたチヘーエヴァ案でなく，「実践から理論へ」という流れで構成したシャーツキー案が評価された。両案とも4～5年間の長期課程を養成機関の基本タイプとした。しかし実際は，数週間から数か月ほどの講習会が主流となり，受講生の一定部分を13～16歳の第II段学校生徒が占めた。保育施設の急増を支える保育者が必要なため，廉価で短期の養成制度が常態化していった。

保育制度構想は，保育政策のなかった帝政期と比べるまでもなく，ロシアの保育史において画期的であり，同時に，出発直後の保育界の現状からみて空想的だった。施設・保育者・予算・行政組織のどれをとっても，構想と保育の実態との間には落差が大きかった。

【3】保育制度構想をめぐる矛盾とその打開の模索

本節は，就学前部が保育制度構想を基本的に維持すると言明したものの，部分的な市場経済化をはかるネップや大規模な飢饉などの影響で，この構想の反対方向へ一歩を踏み出さざるをえなかった第2期（1921～1924年）を検討する。

1921年11月25日～12月2日（終了日に異説あり）の第2回全ロシア就学前教育大会で，就学前部はつぎの方針を提案した。

①保育施設の無償制と国営制を維持し，私立の保育施設の開設と有料制の導入を許さない。やむをえずそれらを認める場合は，保育行政の統制下におく。

②緊縮必至の国家予算にかわり地方予算と，社会団体の資金提供を柱にした社会的イニシアチブに期待する。

③諸団体の関心を保育施設に向けるため，a．幼稚園会議を設け，各団体の参加を得る，b．保育施設が諸団体にとり有益なことを示す。その具体策として，新社会の求めにあうよう，児童中心主義的な保育内容を見直し，労農層の子どもの優先的入園をはかる。

④企業・工場に保育施設を固定化するため，女性労働者の雇用に益する長時間制の託　児所を保育施設の基本タイプとする。

⑤「農村に顔を向けよ」をスローガンに，都市の学生などを農村へ派遣し，農繁期の臨時施設である子どもの広場（детская площадка. 以下，「広場」と略す）を開き，保育の意義を宣伝することを通して，広場を常設施設に改組する。資金は地方予算に依拠する。

⑥保育者は教育者であり，同時に，社会主義社会の組織者である。

このように就学前部は保育制度構想のうち，まず全員就園を放棄した。これは，後述の保育施設数の急減により就園率が1％未満になる事態を考えてのことだった。無償制と国営制については，上述の方針提案の最初に，それらの維持を就学前部は言明した。しかし同部の方針の実際の重点は，私立の保育施設と有料制の導入，およびその統制にあった。そのための具体策がうえの方針の2点目以下に列挙されていることが，それを示している。そのさい就学前部は，専門家などの意見におされて第1回全ロシア就学前教育大会の合意となしえなかった，託児所の基本タイプ化や保育者の2つの役割という主張を，第2回全ロシア就学前教育大会の決定として盛りこむことができた。

以上の政策変更の背景には保育界のつぎの実態があった。第1に，ネップの影響で教育・保育は国家予算の支えを失い，地方予算に委ねられた。1921年，国家予算に占める教育予算比は前年から一挙に7ポイントほど低下した。教育予算のうち社会教育予算の比率は職業教育予算と政治教育予算に抜かれ，1割以下になった。社会教育予算のうち保育予算は数％だった。国家予算の代替として期待された地方予算，とくに中央と農村を結ぶ郷レベルの予算において教育予算は4分の1近くを占め，保育や初等教育は地方財政の状態に左右されることになった。しかし，全体としてみれば，郷予算確立の失敗に象徴されるように，地方予算は不安定であり，少ない教育予算は初等教育を優先せざるをえなかった。

それは保育施設網の縮小に直結した。常設施設数は1921～1922年に急減し，1925年まで減少が続いた。同年の常設施設数は834園，園児数は4.4万人弱と，1921年比で5分の1のレベルに落ちこんだ。とりわけ農村部の常設施設は同じ比率で7％とほぼ壊滅した。減少した園児枠の配分を合理化する新たな基準として，上述の方針にある階級的優先権が利用された。

第2に，同じ事情が保育行政機関の縮小・削減を招いた。教育行政部門の職員は1921年後半から1922年前半にかけて5分の1に減少した。残された勢力は主に職業教育・政治教育・初等教育・中等普通教育などに割かれた。県・郡の国民教育部が就学前課を疎んじたため，同課はなくなるか，せいぜい1～2名を残すにとどまった。それに対し就学前部は「削減はやむをえないが，他の部門と同じ程度にしてほしい」と要望するのが精一杯だった。

保育施設網の縮小への対抗策として，私立の保育施設に依拠し，保育施設の開設権を認める範囲を広げざるをえなかった。しかし，最も厳しく施設削減を迫られた就学前部がこの点で最も頑迷で，国営制に固守した。それをはずせば保育施設の削減に歯止めがかからなくなることを恐れたからである。結局，学校の国営化を規定した1923年の「ロシア共和国統一労働学校令(устав)」に反して私立学校が認められる経過を後追いする形で，私立の保育施設がしだいに増えていった。ただし，第2期に限っていえば，それは基本的に工場付設にとどまった。

予算減のため有料制導入は不可避だった。学校の場合，1922年春以降それが始まったため，上記学校令は無償制を規定しなかった。保育施設の場合，第2回全ロシア就学前教育大会を契機に無償制の原則は弱まり始めたものの，第2期のうちに有料制へ転換することはなかった。

こうした保育界の動向を規定したのは，第1に，乳幼児をとりまく厳しい事態だった。その最大要因は1921～1922年の飢饉である。ヴォルガ流域などを中心に広がった飢饉は2000万人以上を飢餓で苦しめた。その最初の被害者は乳幼児であり，たとえばモスクワやペトログラードでは内戦終結後に低下した乳児死亡率がこの時期に再び上昇した。飢饉はまた450万～500万人の浮浪児を生み出した。浮浪児は国家の不安定要因のひとつであるため，その対策は政治警察チェーカーの議長が委員長をつとめる全ロシア中央執行委員会付属児童生活改善委員会に委ねられた。この時期，浮浪児の受けいれ先である児童ホーム数は，保育施設数と反比例するかのように増大した。しかし，その絶対数はわずかで，過密なあまり入所児の死亡率が高まった児童ホームは「死の施設」の様相を呈し，ちまたには放置された子どもが溢れていた。

第2に，企業・工場の独立採算化への動きと，内戦終結により復員した男性労働力の過剰により，若干の保護規定をもった女性労働者が大量に解雇された。1921～1922年に失業者の約6割を女性が占め，1921年末に6万人だった女性失業者が1924年春に40万人近くに増えた。そのため保育ニーズが低下し，とりわけ工場付設の保育施設は閉鎖されがちだった。

保育施設網の拡大が断念されるのと並行して，保育の原理・思想・理論を意味する保育システムの問題が論議された。この時期，就学前部が強く批判したのは，当時もっとも普及していた，児童中心主義的傾向を特徴とするヴェンツェリらの自由教育論だった。ついでモンテッソーリ・メソッドが批判された。他方，フレーベル・メソッドはそれらの対抗軸として擁護された。関連して，この時期，保育内容上の個別の問題や，学校と保育施設の関係などの問題が論じられ始めた。保育者養成も問題となり，第2回全ロシア就学前教育大会では総合的・長期的な養成課程について報告があった。実際の保育者は中等教育を修了し，保育に関する短期の講習会を受け，3年あるいは5年未満の保育経験をもつ，10歳代後半から20歳代までの女性が大半を占めた。労働者や教師にくらべ低い賃金に代表されるように，保育者の労働条件は悪かった。

【4】保育制度構想の転換と行き詰まり
――有償制，社会的イニシアチブ――

本節は保育制度構想が形骸化する第3期（1924～1928年）を追い，その最終的な形態を，入

園に際しての階級的優先，有償制の導入，社会的イニシアチヴによる保育施設に着目して，つぎのように描く。

全員就園は，前述のように第2期に破綻し，保育行政により放棄されていた。すべての幼児どころか，その1％にも満たない園児をかかえる保育施設の存在意義を高め，社会的にアピールするため，第3期も引き続いて階級的優先権が保育行政側から主張された。しかし，実態は必ずしも労農層の子どもが園児のなかで多いとは限らなかった。保育施設の設置された地域の特性が園児の社会的構成を左右する主因だったからである。

無償制は1925年に断念され，地方予算つまり国民教育部が支える公営の保育施設でも保育料の徴収が始まった。前年10月15～21日（終了日に異説あり）の第3回全ロシア就学前教育大会で，保育料徴収の基準を一定所得以上とするか，所得に応じてスライドさせるかが問われ，また，対象を私立の保育施設のみとするか，公営と国家予算による少数の国営の保育施設も含めるかが論じられ，ともに後者，つまり，すべての保育施設で所得に応じて徴収することが選択された。それが翌年さっそく実行に移されたわけである。そのさい都市部の保育施設の定員の1～3割以上の園児と，農村部の保育施設の全園児は無償にするよう決められた。しかし，それとくいちがう事例がしばしばみられた。

第3期，とくに第3回全ロシア就学前教育大会と1926年3月15～20日の第3回全ロシア就学前教育協議会で焦点となったのは国営制の問題だった。前述のように，保育施設の開設権を拡大することは第2回全ロシア就学前教育大会で合意されていた。問題はその範囲にあった。開設権を付与する対象を女性部を含む党機関に近い順にあげると，a．ソビエト，コムソモール，ピオネールの各機関，労組，各種の協同組合，工場委員会，農業委員会―b．企業，工場，農業コミューン―c．住民・親・私人のグループ―d．個人となる。そのうち企業などまでは第2回全ロシア就学前教育大会で開設権が認められた。その後，住民グループに条件をつけるか否かが論議され，1924年にその範囲が条件つきの住民グループに広がり，第3回全ロシア就学前教育大会で追認された。さらに第3回全ロシア就学前教育協議会では条件が不要になった。また同協議会で，個人についてプリミティヴ（簡易）な保育施設（後述）に限って認めるという決定があった。しかしこれは例外で，保育行政全体としては個人に保育施設の開設権を認めることを拒否した。

こうして，「すべての幼児を国営施設で無料で保育する」という保育制度構想は，「ごく一部の幼児を，主に公営と私営の保育施設で，基本的に有料で保育する」という実態に行き着いた。

常設施設数は1925年はじめに最低水準に落ちこんだあと，第3期に回復傾向にあった。だが，そのテンポは緩やかだった。その間隙を衝く形で広まったのが，住民グループや個人による，園児数10名前後の保育グループと家庭幼稚園だった。保育グループの一部と家庭幼稚園のすべてが無登録のため，それらの実態を保育行政側がよく把握していなかった。くわえて前出の家族消滅論などのため，無登録の保育施設を保育施設網の拡大策に位置づけることを保育行政側はためらった。そのため取りうる拡大策が狭められた。1928年12月1～5日の第4回全ロシア就学前教育大会で就学前部が提起したのは，第1期に急増したのち第2期に淘汰された広場や，労働者クラブ付設の夜間の子どもの部屋などのプリミティヴな保育施設の拡大だった。それを再び保育政策の主眼とせざるをえないほど，保育行政側の選択肢は限られていた。

第2回全ロシア就学前教育大会での就学前部の方針を反映して，1924～1927年の夏に最大300名ほどの学生たちが，基本的に二人一組で各地の農村に派遣された。彼らは農繁期と重なる

2～3か月間に広場の開設準備，保育の実践，その反省を行なった。そこで彼らの大半は農村の実際に初めてふれた。農村での保育活動への援助が期待された党機関と体制公認の社会団体が保育問題に関心を示さない場合も多々あった。「広場に子どもをあずけるとモスクワに連れて行かれる」などの噂を聞いていた農民の学生たちへの反発が，少なくとも活動の開始当初にみられた。わずかな期間の，点のような実践だったが，都市インテリゲンチャに属する学生たちの啓蒙を主とする活動形態は，1920年代末以降の文化革命の一部をなす「就学前の行進〔行軍〕」の活動のあり様と対照的といえる。

第3期の保育界の動向の背景に，女性・家族・人口などに関するつぎの動きがあった。

第2～3期に女性の就業者数と失業者数が並行して増大する傾向が続いた。女性労働者は解雇されやすく，労組が女性労働者を追い出す運動さえおこした。それを少しでも防ぐため，そして生産を外延的に拡大するため，女性の夜間労働が徐々に解禁されていった。女性労働者の賃金は男性労働者のそれの約3分の2だった。レニングラード市を例にとると，女性労働者の多い繊維・金属・食品・化学工業ではわずかな保育ニーズがみられた。

前述の1918年の家族法の方向性をより徹底した1926年のロシア共和国家族法は，男女の婚姻の形式的平等という名目とは反対に，離婚の増大と扶養料支払いの支障につながり，家族の危機を招いた。また同法は，浮浪児対策のため，1918年に禁止された養子制度を解いた。浮浪児数は1920年代中葉に激減したとはいえ，数十万人の水準で推移した。そのため浮浪児対策に追われ，保育に回す余力のない国民教育部が間々みられた。

都市部とくに大都市部では第2期に続いて人口の大規模な流入が続いた。モスクワ市はその傾向がとくに顕著だった。たとえば，10歳代後半から30歳代までの出産可能性の高い女性数は，最も少ない1920年の26万人に対し，最大の1926年は56万人弱と2.2倍になった。同期間に乳児数は1.5万人から4.9万人へ3.2倍に増え，保育ニーズの基盤となった。ただし，これらの変動の幅が示しているように，都市人口の一定部分は流動的だった。

【おわりに】

全幼児を国営の保育施設で無料で保育するという保育制度構想は，相当な期間と資金，国民的な合意とニーズ，政策の後押しを背景に，20世紀初頭のフランスにおいて実現に近づいていた。他方，革命直後のロシアではこれらの背景がほとんど準備されていなかった。かわりに保育制度構想を理論面で支えたのが，マルクス主義的な共同体論にもとづくとロシアの理論家が信じていた学校コミューン論と，同じく家族論の一種である家族消滅論であった。また，現実的な基盤として女性労働者の増大による保育ニーズの潜在的な高まりがあった。しかし，1920年代初頭に内戦が終結し，ネップが開始されるにともない，コミューン論と家族消滅論は後景に退き，女性労働者の大量解雇が始まった。この時点で保育制度構想は転換を余儀なくされた。就学前部は保育制度構想の原則的維持という名のもと，1920年代中葉までにこの構想を実質的に転換した。これは保育制度構想からみれば後退だった。しかし同時に，同国の幼児とその養育の現実に根ざした保育のあり方を考える好機，あるいは保育制度構想に近づく保育政策を再考する機会だった。コミューン論や家族消滅論にこだわる就学前部はこのチャンスをよく生かしきれなかった。

後発資本主義国ロシアが大戦で受けた被害，革命と内戦による国内の分裂と破壊，経済の後退という一般要因にくわえ，帝政末期の保育の蓄積が少なく，国土と農村人口の大きさ，都市

の点在性，低い識字率のため近代的な育児知識の浸透が難しいという保育界特有の要因を考えると，保育制度構想を短期間に実現するのは無理だった。しかし，同構想は「社会主義と保育」，あるいは広く「社会と保育（社会のなかでの乳幼児期の子育て）」という問題を国内外の保育界に提起し，多くの誤りを生みながらも一定程度までそれを追求した点で重要である。その大半がソビエト崩壊後の今日かえりみられることが少なく，また過誤に満ちたものであったとはいえ，少なくとも実験としての意味と数多くの教訓を残した。「少子化」「児童虐待」「お受験」などの現象に囲まれたわれわれにとってそれらの教訓は決して意味なきものではない。

【文献】

「概観」という性格から注を付さず，主な参考・引用文献を刊行年順にあげる。頁数と邦語文献の副題は略す。

〈はじめに〉

岩崎次男編『幼児保育制度の発展と保育者養成』（玉川大学出版部，1995年）。

〈第1節〉

Н.А.Тройницкий (ред.), Первая всеобщая перепись населения Российской Империи, 1897 г.,т.10, [СПб.,] 1904；«Свободное воспитание»,М.,1907-1917；«Семейное воспитание»,Астрахань, 1911-1914；«Дошкольное воспитание», Киев,1911-1917；А.Г.Калашников (ред.), Педагогическая энциклопедия, т.1-3,М., 1927-1929；梅根悟監修『世界教育史大系』第15，16，21，22巻（講談社，1974～1977年）；松井憲明「改革後ロシアの農民家族分割」椎名重明編著『土地公有の史的研究』（御茶の水書房，1978年）；R. L. Glickman, *Russian Factory Women: Workplace and Society, 1880-1914* (Berkeley, Los Angels, London, 1984)；佐々木弘明「帝政期ロシアの幼児教育」『近代幼児教育史研究』第5号（1984年）；D. L. Ransel, *Mothers of Misery: Child Abandonment in Russia* (Princeton, 1988)；高田和夫「近代ロシアの労働者と農民」『（九大）法政研究』第57巻第1号（1990年）；小島修一「帝政ロシアの農家労働力移動」『甲南経済学論集』第31巻第4号（1991年）；広岡直子「リャザーニ県における出生率の推移とその歴史的諸原因」ソビエト史研究会編『ロシア農村の革命』（木鐸社，1993年）；B. A. Engel, *Between the Fields and the City: Women, Work, and Family in Russia, 1861-1914* (NY, 1994); Л. В. Волобуева, Становление и и развитие общественного дошкольного воспитания в Москве (1900-1928 гг.), М.,1994 (Диссертация на соискание ученой степени кандидата педагогического наук)；拙稿「初期ソビエト保育史に関する米国の研究」(1)～(3)『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第49号（1995年），第50号（1996年），第52号（1997年）；佐藤芳行「工業化とクスターリ」『中部大学国際関係学部紀要』第16号（1996年）；冨岡庄一『ロシア経済史研究』（有斐閣，1998年）；畠山禎「近代ロシアにおける出稼ぎと人口・家族」若尾祐司編著『近代ヨーロッパの探求』第2巻（ミネルヴァ書房，同年）；岩崎次男『フレーベル教育学の探求』（玉川大学出版部，1999年）；拙稿「体制の転換と乳幼児の生存・養育環境」猪山勝利編『地域環境の創造』（大蔵省印刷局，2000年3月）；同「帝政末期のモスクワとペテルブルクの保育界の動向」『長崎大学教育学部紀要－教育科学』第58号（同年）。

〈第2節〉

«Известия»;«(Еженед.) Народное просвещение», М.,1918-1922；«(Ежемес.) Народ－ное просвещение», М.,1918-1930；РСФСР.НКП.Дошкольный отдел (сост.), Справочник по дошкольному воспитанию,М.,1919;«Бюллетень отдела дошкольного воспитания НКП РСФСР», М.,1920-1921；Первый

Всероссийский съезд по по дошкольному воспитанию (Доклады, протоколы, резолюции), М., 1921; Труды ЦСУ СССР (1917-1926), т.1,18,28, М.,1921-1927；«Бюллетень НКП», М.,1921-1940；Н. А.Альмединген-Тумим и др.(ред.), Дошколь ное дело, П.,1922；Государственный педагогический институт им.Герцена, Дошкольное вос питание в Ленинграде за 15 лет (1917-1932), М.-Л.,1932；竹田正直「プロレタリアートの独裁と過渡期の教育」『スラブ研究』第7号（1963年）；E.H. カー（宇高基輔訳）『ボリシェヴィキ革命』第2巻（みすず書房，1967年）；S. Fitzpatrick, *The Commissariat of Enlightenment: Soviet Organization of Education and the Arts under Lunacharsky, October 1917-1921* (Cambridge, 1970)；村山士郎『ロシア革命と教育改革』（労働旬報社，1980年）；所伸一「ロシア・ソビエト共和国『統一労働学校令』の実施過程」『日本の教育史学』第28集（1985年）；竹田正直編『教育改革と子どもの全面発達』（ナウカ，1987年）；W. J. Chase, *Workers,Society, and the Soviet State: Labor and Life in Moscow, 1918-1929* (Urbana, Chicago, 1987)；森下敏男『社会主義と婚姻形態』（有斐閣，1988年）；渓内謙『ソヴィエト政治史』新版（岩波書店，1989年）；笹沼弘志「ソビエト政権初期における教育法原理の生成と構造」(1)～(3)『(早大) 法研論集』第52～54号（1990年）；S. Fitzpatrick et al. (eds.), *Russia in the Era of NEP: Explorations in Soviet Society and Culture* (Bloomington, Indianapolis, 1991); Г. А. Медведева, Становление и развитие общественного дошкольного воспитания в Российской Федерации с 1917 до 1932 гг. (По материалам Алтайского Края), М.,1992 (Диссертация на соисканиеученой степени кандидата педагогического наук)；W. Z. Goldman, *Women, the State and Revolution: Soviet Family Policy and Social Life, 1917-1936* (Cambridge,1993)；L. Kirschenbaum, *Raising Young Russia: The Family, the State, and the Preschool Child, 1917-1931* (Ph. D. diss., UCB, 1993)；A. M. Ball, *And Now My Soul Is Hardend: Abandoned Children in Soviet Russia, 1918-1930* (Berkeley, Los Angels, London, 1994)；村山士郎『ソビエト型教育の形成と学校コミューン』（大月書店，1999年）；拙稿「保育時間を通してみた幼児の養育の『社会化』問題」『乳幼児教育学研究』第8号（同年）。

〈第3節〉

Спутник делегата II Всероссийского съезда по дошкольному воспитанию, М.,1921；Резолюции по докладам Второго Всероссийского съезда по дошкольному воспитанию (С 25 ноября по 2 декабря 1921 г.), М.,1921；«Вестник просвещения», М.,1922-1929；«На путях к новый школе», М.,1922-1933；塩川伸明『ソビエト社会政策史研究』（東大出版会，1991年）；拙稿「保育の社会性と無償性に関する一歴史的考察」佐々木享編『技術教育・職業教育の諸相』（大空社，1996年）。

〈第4節〉

М.М.Виленская и др.(ред.), III Всероссийский съезд по дошкольному воспитанию (15－21 октября 1924 г.: Через дошкольное воспитание － к новому быту), М.,1925；М.М.Виленская (ред.), Лицом к деревне (Дошкольная работа в деревне), М.-Л.,1926；М.М.Виленскаяи др.(ред.), Через площадку к детскому саду (Из опыта дошкольной работы лета 1926 г., Сборник), М., 1927; Стенограмма III Всесоюзной〔Всероссийской〕конференции по дошкольному воспитанию 15-18 марта 1926 г.(ГАРФ［ロシア連邦国立公文書館］,ф. А-1575,оп.10,д.79)；М.М.Виленская (ред.), Справочная книга по дошкольному воспитанию, М.-Л.,1928；СССР.ЦСУ, Всесоюзная перепись населения СССР 1926 года, т.1-56,М.-Л.,1928-1933；Е.Е.Цирлина и др.(ред.), Материалы IV Всероссийского съезда по дошкольному воспитанию (По стенографическому отчету), М.-Л., 1929；渓内謙『スターリン政治体制の成立』第1，2部（岩波書店，1970，1972年）；E.H. カー（南塚信吾訳）『一国社会主義』第2巻

（みすず書房，1977年）；奥井明子「ソビエトにおける養育の史的展開に関する一考察，その3」『（筑波大）教育学研究集録』第2集（1979年）；科研費報告書（竹田正直・代表）『1930年代におけるロシア教育の歴史的総合的研究』（1995年）；奥田央『ヴォルガの革命』（東大出版会，1996年）；松井康浩『ソ連政治秩序と青年組織』（九大出版会，1999年）。

〈おわりに〉

藤井穂高『フランス保育制度史研究』（東信堂，1997年）。

ЦИАМ（モスクワ市中央歴史公文書館），ЦГА СПб.（ペテルブルク中央国立公文書館），ЦГАИПД СПб.（ペテルブルク中央国立歴史・政治資料公文書館），ГАКО（キーロフ州国立公文書館）の資料。

〈謝辞〉

筆者が本稿の課題に従事し始めたころ，竹田正直先生の研究室で1年近く勉強する機会が得られた。そのさい先生と所伸一，塚本智宏両氏からロシアとソビエトの教育史研究を手ほどきいただいた。そのごくささやかな成果である本稿を先生の退官記念誌に掲載できるのは幸運である。この機会は所，逸見勝亮両氏から提供いただいた。以上の方々にくわえ，青柳和身，上垣彰，神谷栄司，桑原清，阪本秀昭，佐々木享，三羽光彦，宍戸健夫，高田和夫，田子健，勅使千鶴，富永桂子，冨岡庄一，藤井穂高，松永裕二，柳田泰典，山口喬などの諸氏から本稿に関連する拙文に批判と助言をいただいた。

本稿は1997～1999年度の科学研究費基盤研究（C－2，課題番号09610272）の一部である。